

## 住宅都市局週休2日工事実施要領の一部改定について

建設産業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な環境整備を進めることが必要です。

住宅都市局営繕工事において、労務費の補正等の試行を行う週休2日工事を実施していましたが、このたび実施要領を改定し、令和7年11月1日以降に起案する工事から適用することとしたので、お知らせいたします。

## 記

国土交通省「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」に合わせて、令和7年11月1日より完全週休2日及び月単位の週休2日制度の導入及び補正係数の改定を行います。

## 1 主な改定内容

## (1) 完全週休2日及び月単位の週休2日制度の導入

改定前	改定後
週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態	週休2日 ① <b>完全週休2日</b> とは、対象期間において月単位の週休2日及び通期の週休2日を満たした上で、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態 ② <b>月単位の週休2日</b> とは、対象期間において通期の週休2日を満たした上で、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態 ③ <b>通期の週休2日</b> とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態

## (2) 補正係数の改定

改定前	改定後
<b>労務費</b> 4週8休以上 1.05 4週7休以上4週8休未満 1.03 4週6休以上4週7休未満 1.01	① <b>完全週休2日</b> <b>労務費</b> 1.02 <b>現場管理費</b> 1.01 ② <b>月単位の週休2日</b> <b>労務費</b> 1.02 ③ <b>通期の週休2日</b> <b>補正なし</b>

## (3) 4週6休、4週7休制度及び通期の週休2日の受注者希望方式の廃止

※ 詳細については、名古屋市公式ウェブサイトの下記掲載箇所をご覧ください。

（掲載箇所）トップページ>事業向け情報>都市計画・建築>住宅都市局工事・業務委託の施行・検査  
（掲載URL）<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/toshikeikaku/1025932/1034628.html>

## 2 適用

令和7年11月1日以降に起案する工事に適用します。

【お問い合わせ先】

名古屋市住宅都市局監理指導課  
TEL (052) 972-2913